

地方法人税の創設に伴う法人県民税の 税率改正について

埼玉県・県税事務所

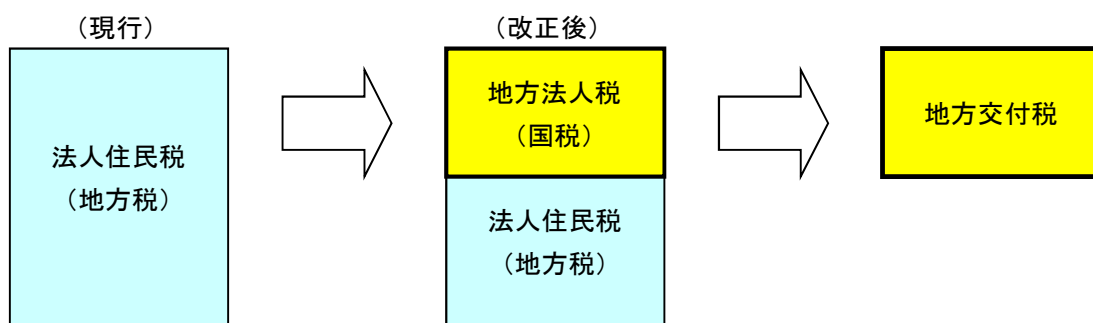
地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮減を図るため、法人住民税法人税割の税率が引き下げられるとともに、当該引下げ分に相当する地方法人税が創設されました。

1 適用時期は？

平成26年10月1日以後に開始する事業年度から適用されます。

2 地方法人税の創設により税負担は変わるのか？

法人住民税の税率の引下げが行われ、その引下げ分相当に対応して地方法人税が創設されました。よって税負担に変更はありません。



3 地方法人税はどこに申告・納付するのか？

地方法人税の申告及び納付は、国（税務署）に対して行います。

4 法人県民税の税率はどうなるのか？

下表のとおり法人税割の税率が引き下げられます。

区 分	平成20年10月1日 から平成26年9月30日 までに開始する事業年度	平成26年10月1日 から平成31年9月30日 までに開始する事業年度	平成31年10月1日 以後に開始する事業年度
	資本金の額又は出資金の額が1億円超	5.8%	4.0%
資本金の額又は出資金の額が1億円以下で、かつ、法人税割の課税標準となる法人税額が年1,000万円超			
上記以外の法人	5%	3.2%	1.0%

5 法人市民税の税率はどうなるのか？

法人市民税についても法人県民税と同様に引き下げられます。税率等詳細につきましては、法人の所在する市町村にお問い合わせください。